

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、その  
日を除く日  
の翌日)

## 目次

- 昭和三十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正
- ピロプラズマ病検査等の実施
- 入会林野整備計画の認可
- 遊漁規則の変更の認可
- 基本測量を実施する旨の通知
- 土地の用途廃止
- 公有水面の埋立ての免許
- 道路の位置の指定

## 告示

### 鳥取県告示第三百九十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつた

ので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十五年五月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和四十五年四月二十四日現在の地番による。）
西品治	西品治字新白上井後九五の四、九五の八、九七の四及びこれらと一体をなす国有地並びに西品寺字一乗寺裏の全域
字一乗寺裏	
西品治	西品治字新白上井後のうち九五の四、九五の八、九七の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
字新白上井後	

### 鳥取県告示第三百九十三号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十五年五月二十九日から施行する。

昭和四十五年五月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

- 別表
- 茨城県東茨城郡 同県北相馬郡 同県猿島郡 埼玉県羽生市 千葉県香取郡 山梨県山梨市 同県中巨摩郡 同県東八代郡 京都府中郡 同府宮津市 兵庫県佐用郡 奈良県磯城郡 岡山県御津郡 広島県三原市

### 鳥取県告示第三百九十四号

家畜伝染病発生を予防するため、次の要領により、ピロプラズマ病検査

及びだに駆除を実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和四十五年五月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 ピロプラズマ病予防のため

二 実施する区域 県下全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 昭和四十五年六月一日から昭和四十五年十月三十一日まで

五 検査の方法

1 ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査

2 だに駆除 アズントール散布

鳥取県告示第三百九十五号

日野郡日野町下黒坂入会林野整備組合組合長日野町下黒坂一、一四五番地梅林駿一から申請のあつた下黒坂入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百六号）第十一条第一項の規定により、昭和四十五年五月二十八日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十五年五月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百九十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定に基づき、第五種共同漁業の免許を受けた者の定めた遊漁規則の変更の認可をしたので、同法同条第七項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年五月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 漁業権者の名称及び住所

千代川漁業協同組合

八頭郡河原町大字河原一三三番地

二 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第一号

三 認可に係る変更の内容

遊漁規則第七条の表中

魚 種	漁具漁法	期 間	遊 漁 料
漁業権の対象 となつてゐる 水産動物	竿釣（友釣、 空懸釣釣）	一月一日から 十二月三十一 日まで	本組合地区内に住所を 有するもの 五〇〇円 本組合地区外で本県内 に住所を有するもの 六〇〇円 県外者 一、五〇〇円

を

める。

遊漁規則第七条第三項の表中

魚種	漁具漁法	期 間	遊 漁 料
漁業権の対象となつている水産動物	竿釣(友釣、空懸飼釣)	一月一日から十二月三十一日まで	本組合地区内に住所を有するもの 六〇〇円 本組合地区外で本県内に住所を有するもの 八〇〇円 県外者 二、〇〇〇円

に改

魚種	漁具漁法	特別遊漁料	摘 要
漁業権の対象となつている水産動物	鵜 川 投 網	一、五〇〇円 三〇〇円	一人一統とし従事者は遊漁証を有する者六人以上

を

魚種	漁具漁法	特別遊漁料	摘 要
漁業権の対象となつている水産動物	鵜 川 投 網	一、八〇〇円 四〇〇円 一、五〇〇円	一人一統とし従事者は遊漁証を有する者六人以上 県内者 県外者

に改

める。

四 変更後の遊漁規則の施行の日

昭和四十五年五月二十九日

鳥取県告示第三百九十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十五年五月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類 基本測量(復旧測量)

二 作業期間 昭和四十五年六月二日から  
昭和四十五年六月二十六日まで

三 作業地域 米子市及び境港市

鳥取県告示第三百九十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年五月二十日から用途廃止した。

昭和四十五年五月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	(平方メートル)	用 途
気高郡鹿野町大字今市字西方寺口九七六番地先から 九七七ノ一番地先まで	一三三・〇九	道路敷
九七五ノ一番地先から 九七三ノ一番地先まで	四六・二七	水路敷

鳥取県告示第三百九十九号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条の規定に基づき、次  
のとおり埋立てを免許したので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和四十五年五月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 免許の日

昭和四十五年五月二十二日

二 免許を受けた者の所在地及び名称

米子市中町

米子市

三 埋立ての場所

米子市内町百七十二番地先 公有水面

四 埋立ての面積

二、二五六平方メートル

五 埋立ての目的

米子公共下水道事業中央ポンプ場敷地造成のため

六 埋立てに関する工事の竣工の期限

昭和四十七年三月三十一日

鳥取県告示第四百号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定に  
よる申請に基づき、次のとおり昭和四十五年五月十九日道路の位置を指定  
したので、同規則第十条の規定により告示する。  
その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年五月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住 所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市上福原 九八三 瀬山 賢一	米子市上福原字北浜屋敷ノ二 一五六六の一 一五六六の二六 一五六七の一の一部	幅員 四・六〇 メートル 延長 六一・〇〇 メートル

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】